

○深谷秀峰議長 次， 20 番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20 番 宇野隆子議員 登壇〕

○20 番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づきまして一般質問を行います。

安倍政権は5月15日，国民多数の反対の声を無視して，対外で戦争する国へと日本を作りかえる戦争法案を国会に提出し，夏までに成立させることを狙っています。この法案は憲法9条を踏みにし，アメリカが世界で起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦，軍事支援するものであり，絶対に許せません。衆議院で審議が始まって2週間たちますが，答弁の行き詰まりや食い違いなどで審議が中断，途中散会，流会が繰り返されております。衆議院の憲法審査会で参議院の憲法学者全員が，この法案は違憲だと宣告したり，国会論戦の中で深刻な問題点と危険な本質が浮き彫りになっております。日本共産党は，徹底した審議で法案の危険な本質を伝え，世論と運動で安倍政権を包囲して，廃案に追い込むために全力を尽くす決意です。

最初に，平和の問題について伺います。安全保障法制（戦争法制）について伺います。

先ほども述べましたが，安倍内閣は5月15日，安全保障法案，中身は戦争するためのものであり，この戦争法案を国会に提出し，現在衆議院で審議されております。安倍晋三首相は平和安全法制だと言い，国民の命と平和な暮らしを守るためのものだと言いますが，中身はとんでもありません。

法案は全て自衛隊の役割を拡大して，海外派兵や米軍の支援に当てるためのものです。地理的な制限ありません。地球上どこでも派兵して，米軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動して，自衛隊が攻撃される危険もあります。武器を使用して殺傷行為を行う危険も高く，日本が殺し，殺される道に入る危険が大きく高まります。二度と海外で戦争をしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し，日本をアメリカとともに海外で戦争する国に作りかえるもので，憲法9条のもとで許されていいはずがありません。

6月4日に開かれた衆院憲法審査会で，参考人全員が集団的自衛権行使を可能にする戦争法案は違憲という認識を示しました。今，いろいろな問題が醸し出されております。また，この新法以外の10本もの既存の「海外派兵法」の改定を，一括法案としてまとめて審議するのは乱暴すぎるとそのやり方にも批判が出ております。この法案に対する市長のご見解について伺います。

次に，常陸太田市の平和推進の取り組みについて。

広島・長崎平和式典への派遣，写真・パネル展示の実施などについて伺います。

私は，これまで一般質問や毎年市長に提出をしております予算要望の中で，平和の取り組みの充実，具体的には平和と命の大切さを学ぶ上から，広島の平和式典への代表派遣をする平和大使派遣事業や市主催の写真・パネル展示の実施を，水戸市や日立市など他市の取り組みを紹介しながら求めてきました。

本市では，平和市長会議に2010年3月に加盟をして以来，核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進，具体的には核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同，署名などに参画をしてきました。今年は終戦，被爆70周年にふさわしい年にするため

にも、広島・長崎平和式典への派遣、写真・パネル展示の実施などを求めますが、ご所見をお伺いいたします。

2 番目に、マイナンバー制度導入の問題について。

1、マイナンバー制度導入と危険性について伺います。

日本年金機構が6月1日、年金の個人情報を管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約125万件に上る個人情報が流出したと発表しました。大きな問題として、連日ニュース等で取り上げられております。公的年金の個人情報での大量流出は、公的機関の個人情報管理の脆弱性と絶対安全などないことなどを示しており、10月に番号通知を開始する共通番号、マイナンバー制度の前提が崩れていることを浮き彫りにしております。

しかも、安倍政権はまだ施行もしていないのに、国民の預貯金や健康診断情報など、民間機関が扱う情報にも拡大する法案の今国会成立を狙っております。さらに、カルテや診療報酬明細、レセプトですけれども、こうしたことなどへの医療情報、戸籍や旅券、自動車登録など次々と拡大する方針を打ち出しております。マイナンバーは、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上に、一たび流出すればはかり知れない被害を招く致命的な欠陥制度です。個人情報の分散管理と徹底した個人情報保護対策こそ必要です。

マイナンバー制度は、今回流出した年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を行政が一元的に把握、活用するもので、10月から番号通知、来年1月から利用を始める計画にあります。ところが、ほとんどと言っていい市民がこの制度の内容、危険性など制度を知らされていない上に、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっております。

1点目として実施に向けての市民への周知について、2点目にナンバーの悪用から市民を守る施策と保障について伺います。

3 番目に原発問題について。

1、東海第二原発の再稼働中止、廃炉について市長に伺います。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から、丸4年がたちました。いまだに解明されない原発事故の原因、放射線量が高くて状態さえ把握できない原子炉内部、流出し続ける大量の放射性汚染水、その事実を隠す隠蔽体質、このようなもとで原発の再稼働など論外です。今もふるさとに帰れない12万人を超える人たちがなりわいを奪われ、先の見えない不安に苦しみ、子どもたちの甲状腺異常の発生に不安を募らせております。原発は廃炉に、この政治決断が強く求められております。

一昨年9月15日から全国全ての原発が運転停止しておりますが、電力は足りております。しかし、安倍内閣は原発を推進し、原子力規制委員会は川内原発に続いて、高浜原発3号機、4号機も規制基準に適合と判断しました。アメリカでは、事故時の住民避難計画について政府の認可を受けない限り原発は運転できませんが、日本では、避難計画は審査の対象外となっております。計画の具体化や責任は、全て当該の自治体任せです。東海第二原発30キロ圏内96万人の実効性のある避難計画は作れない状況です。

東海第二原発は運転開始37年目を迎える老朽原発ですが、事業者である日本原電は、審査申請は再稼働に直結しないと言いながら、フィルターつきベント設備や防潮堤工事に780億円も投資するなど、着々と再稼働の準備を進めております。

日本共産党の調査で、日本原電は再稼働に向けて特別点検装置を既に発注し、この6月から点検の実施を予定しているということです。特別点検は通常の定期点検とは違い、60年運転に向けて義務づけられた特別の点検です。市長もこの特別点検については既にご承知かと思えますけれども、お伺いをいたします。

再稼働について同意を得るべき地元の範囲ですが、法的枠組みがなく、九州電力川内原発のように、立地自治体と県のみの手続で同意したというのでは問題です。少なくとも避難計画策定が義務づけられた30キロ県内市町村の同意が必要と考えます。これらの問題を踏まえ、東海第二原発の再稼働中止、廃炉の決断をすべきだと思いますが、市長のご見解を伺います。

2点目は、東海原発の放射性廃棄物L3の埋め立て処分問題について伺います。

2001年から廃止措置を進めている東海発電所は、高レベル廃棄物の処分方法や場所が決まらず、原子炉解体撤去に手が付けられない状況にあります。原子炉以外の撤去で発生した低レベル放射性廃棄物2万6,900トンのうち、濃度が一番低いL3廃棄物1万2,300トンが敷地内に埋設する計画となっております。

L3廃棄物は、1キログラム当たり8,000ベクレルを基準とする指定廃棄物とは比較にならない、1キログラム当たり数万ベクレルの廃棄物です。この放射性廃棄物を深さ5メートル程度の穴に埋めて、最終処分には本当に問題です。住民が不安を持つのは当然です。放射性廃棄物の処分は、地下水や大気、海水や人への影響が出る物質の管理であり、綿密な安全性の確認が必要です。

1点目として、原電の埋設計画に対する見解について、2点目に、国と事業者が放射性廃棄物の安全管理と適正処分を求めることについてご所見を伺います。

4番目に、学校統合問題について。

1、統合後の課題と対応について伺います。

2008年、金郷小と金砂小が統廃合し金砂郷小学校に、染和田小と北小学校が統廃合し水府小学校に、2012年、瑞竜小と河内小と佐都小が統廃合し機初小学校に、2014年、賀美小と小里小学校が統廃合し里美小学校に、中学校では南中と北中が統廃合し、金砂郷中になりました。市町村合併後、この10年間で廃校になった学校は、小学校が9校、中学校2校になります。

2010年から11年にかけて県教育委員会が、金砂郷小と水府小の児童4年生から6年生までと全ての保護者に、統合に対するアンケートを行っております。それによりますと、メリットとして、児童の数が多くなったことにより学校内に活気が出てきたと、このように述べられております。デメリットとして、遠距離通学となる児童は定期路線バスで通学することになり、負担が大変大きくなった、学校が遠い存在になった、学校ごとで独自に行っていた行事、活動はどのようなになるのか、こうした状況が挙げられております。メリット、デメリットの内容をどのように把握し、対応しているのかお伺いいたします。

2 点目として、統廃合の問題について伺います。

文部科学省は、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを策定して、2015 年 1 月 27 日、各教育委員会に通知をしております。文部科学省が、公立小中学校の適正規模、適正配置の基準を見直すのは何と 58 年ぶり。主なポイント、問題点の 1 つは、学校規模の適正化としてクラスがえがえるかどうかを判断基準に、小学校で 6 学級以下、中学校で 3 学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとして、基準を下回る規模の学校の対応を細かく定めたこと。

2 つに、学校の適正配置として従来の通学距離について、小学校では 4 キロ以内、中学校では 6 キロ以内という基準は引き続き妥当としつつも、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね 1 時間以内を目安とするという基準を加えたことです。一方、手引きは基本的には学校統廃合推進へ方向転換するものですが、手引き自身が基準の機械的適応にくぎを刺し、保護者や住民の意向を尊重するよう求めています。

さて、地方創生で、政府が地方の人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題と掲げております。本市も重点戦略のトップに「ストップ少子化、若者定住」を掲げ、さまざまな施策を先進的に取り組んでおります。私は、子育て世代の移住を進めるためにも、学校がそこにあることが重要と思います。地方においては、学校がなくなれば人口流出に歯止めがかからなくなる危険に直面し、一層過疎化に拍車をかけることになります。小さい学校を残して、地域コミュニティの核としての学校、防災の拠点などの役割を重視しつつ、魅力ある学校作りを進めることが「ストップ少子化、若者定住」につながると思います。

そこで 1 点目に、過疎化と地域コミュニティの核としての学校の役割についての見解を伺います。

2 点目として、国の小中一貫教育の制度化について伺います。

政府は 3 月 17 日、小学校と中学校を一体化した 9 年生の小中一貫の学校を設置することを可能にする「学校教育法」改正案を閣議決定し、現在衆議院で審議が始まっております。5 月 27 日には「学校教育法」改定案についての参考人質疑が衆議院文部科学委員会で開かれ、和光大学現代人間学部の山本由美ミ教授ら 3 人が意見陳述をしております。この中で、山本教授は小中一貫教育の実態調査に取り組んでおります。意見陳述で、次のように述べております。

制度化には、一貫校と非一貫校を同一条件で比較した調査がほとんどない。学力向上、問題行動の減少などと小中一貫教育の因果関係が不明、教育的効果とデメリットの検証が不十分などの問題点がある。文科省がメリットとして挙げている小中教員の連携は一貫校にしなくても実現可能だと、このように参考人質疑で述べられております。さらに、一貫校の設置が大規模な学校統廃合に用いられているアメリカ・デトロイト市などの例にも触れながら、制度化は学校統廃合を促進するための方途になると指摘をしております。

2013 年に行った朝日新聞の調査では、学校統廃合の中での計画が導入理由の一因になっていることを示し、一貫校の設置は統廃合がメインの目的になると主張しました。一貫校において小学校高学年の主体性育成に課題があると指摘されていることについて、山本教授は、小学校高

学年で「やればできる」と自己有用感を育み、人格形成の基礎を作ることが中学校での成長にもつながっていると指摘をして、発達の過程を見ないで、学年段階の区切りをいじってしまっはいけないと強く批判をしております。

国の小中一貫教育の制度化について、衆議院文部科学委員会での参考人質疑で、小中一貫教育の制度化における問題点を指摘し陳述された山本教授の意見、そして、国の小中一貫教育の制度化について教育長のご所見を伺います。

5 番目に道の駅について。

1、道の駅の課題について伺います。

来年7月のオープンを目指して、着々と準備が進められております複合型交流拠点施設道の駅ですが、改めて目的を読み上げますと、本市の将来にわたるまちづくりの重要な政策、戦略として常陸太田市民に元気と活力を生み出し、新たな復興への道しるべとして常陸太田市の基幹産業であり、活力の源でもある農林畜産業の振興を促進するとともに、これら農林水産物に付加価値を付けた販路拡大を進めるなどの6次産業化を促進する。

あわせて、豊かな自然、歴史、食、文化、観光交流資源等の地域資源を生かした交流人口の拡大を進め、これらを支える市民力を融合して、地域はもちろん県北地域全体の人・モノ・情報等の交流拡大と地域産業の再建、活性化を進めていく。これらに全市を挙げて総合的に取り組むことにより、市民と地域全体の元気、経済的波及効果を生み出していくと、このように目的が掲げられております。

オープンまで1年余を残すまでになりました。直売所、レストラン、フードコート、加工品などの地産地消、出荷者、出荷計画、品ぞろえ、運営母体などについて、地産地消農林畜産業振興の取り組みと生産者団体の組織化の進捗状況についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 初めに、安全保障法制についてのご質問にお答えを申し上げます。

国及び国民の生命財産を守ることは、政府の最も重要な責務でございます。現在の日本を取り巻く安全保障環境を考慮しますと、これまでの法制では十分ではないとの考えから、今回整備を行うものと認識をいたしております。なお、法律の制定改廃につきましては、国権の最高機関であります、そしてまた立法機関である国会において行われるものでありまして、今回の法制整備はこれまでの日本の安全保障政策の大転換を図るものであります。国会において、十分な審議を尽くしてほしいと考えているところでございます。

次に、原発問題のご質問にお答えいたします。

初めに、東海第二原発の再稼働中止、廃炉についてでございます。

現在、東海第二発電所は新規格基準への適合性確認にかかわる設置変更許可申請、いわゆる安全審査申請を行っております。この中に、防潮堤の設置等が含まれていることは承知をいたしております。これらは、現在も使用済み核燃料を有している東海第二発電所の安全確保を図ること

を前提としたものであり、決して再稼働に直結するものではないことを、原子力所在地域首長懇談会及び県央地域首長懇話会と事業所の双方で確認の上、申請することを承認したものでございます。

先に、日本原子力発電株式会社と取り交わしました覚書によります安全協定の見直しが完了しておらず、また住民の安全確保を最優先に捉え、広域の避難計画の策定が完了していない現段階におきまして、再稼働について議論するには至っておりません。したがって、ただいま現在、判断をできる状況にはないというところでございます。

次に、原電の埋設計画等に関するご質問にお答えします。

東海原発の放射性廃棄物L3の埋め立て処分問題についてのご質問ですが、放射性廃棄物の処分につきましては、「原子力規制法」に基づき、国の審査により許可が必要となり、建設段階では施設の技術基準の適合性審査が行われ、運用段階では保安規定の認可、操業段階では保安検査が実施されることとなっております。

また、廃棄物処分施設の新增設につきましては、原子力安全協定第5条に基づき、県・所在市町村の事前了解を得ることとされておりまして、隣接自治体の当市は、必要に応じ県から意見を求められることとなっておりますので、放射性廃棄物の埋設に関しては、これら国・県の審査や検証、協議の状況を踏まえ、対応していきたいというふうに考えております。また、国等事業者により、放射性廃棄物の安全管理と適正処分を求めることにつきましては、東海第二発電所安全対策首長会議を通しまして情報を収集し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 常陸太田市の平和推進の取り組みにおける広島・長崎平和式典への派遣、写真・パネルの展示の実施などについてのご質問にお答えをいたします。

本市におけるこれまでの平和推進事業の取り組みといたしましては、市立図書館におきまして、8月を戦争や平和を考える月間に位置づけをいたしまして、平和や核問題や悲惨な戦争などをテーマに書かれた本などを特設コーナーに設置したりしております。また、戦争童話集のDVDの上映会を開催したりというような取り組みを行ってまいりました。

そうした中、今年は多くの尊い命が奪われました太平洋戦争が終結してから70年の節目を迎えました。改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるために、8月に原爆写真・パネル展の展示を予定いたしております。また、広島・長崎平和式典への派遣につきましては、近隣自治体の取り組みなども参考にしながら、引き続き検討をしてみたいとともに、今後も多くの市民の皆様と、身近なところから平和と生命の尊さを考えられるような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 マイナンバー制度導入についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、実施に向けての市民への周知についてでございますが、現在、市ホームページへの特

設ページの開設に向けまして作業を進めているところでございます。この中で、マイナンバー制度の紹介、当面利用する分野、これは社会保障分野、税分野、災害対策分野でございます。また、スケジュールなど制度の概要や、公表が義務づけられております特定個人情報保護評価書、これらを今月末までに掲載をして、周知をしまいたいと考えているところでございます。また、7月のお知らせ版からは、4回にわたりましてマイナンバーについて掲載をして、市民への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、マイナンバーの悪用から市民を守る施策についてのご質問でございますけれども、制度面とシステム面の両面から保護措置がとられてまいります。制度面の保護措置といたしましては、事業者は法律で限定的に明記をされた場合、これは社会保障及び税に関する書類の作成事務などでございますけれども、これらを除きまして、マイナンバーを含む特定個人情報の収集・保管が禁止をされております。

また、マイナンバーを取得する際は、他人の成り済まし等の防止をいたすため、身元確認などの厳格な本人確認が行われることになります。さらに、マイナンバーの適切な管理につきまして、内閣府外局の第三者機関でございます特定個人情報保護委員会が監視・監督をいたすことになります。なお、法律に違反した場合の罰則の強化措置もとられているところでございます。

次に、システム面の保護措置でございますけれども、従来のとおり、各機関で管理をいたしておりました個人情報につきましては、引き続きましてそれぞれの機関で管理をし、必要な情報を必要なときだけやりとりをする、いわゆる分散管理の仕組みを採用してございます。この分散管理によりまして、芋づる式の情報漏えいは防がれることになってまいります。また、システムにアクセス可能なものを制限、管理いたしまして、通信する場合は暗号化をされることになります。

さらに、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会、提供が行われていないか、これらをそれぞれのご自身で確認することが可能なマイポータルが開設をされてまいります。このほかに導入に向けましては、特定個人情報ファイルを保有する行政機関や地方公共団体が、特定個人情報の取り扱いについて自ら評価をいたしまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析、リスク軽減のための適切な処置を講ずることを公表、宣言を行っているところでございます。また、例規の改正整備や取り扱いに係る庁内研修等も行っております。

以上のように、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じますことによりまして、個人情報の漏えいや不正使用などの発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の保護に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバーの悪用に対する罰則でございますが、番号法の67条から77条におきまして、マイナンバーを含むファイルを不当な理由がなく提供した場合や漏えい、盗用等に対して、最も重いもので4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられることとなっております。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学校統廃合問題の統合後の課題と対応についての質問でございますが、まずメリット、デメリットの内容と対応についてお答えいたします。

これまで本市では平成20年以降、小学校では11校、中学校では2校の統廃合を進めてまいりましたが、学校統廃合に当たり、一番懸念された課題といたしましては、特に通学環境の変化に対する対応でございました。統廃合は校区が広がり、一部の児童生徒にとっては通学時間が長くなることや、徒歩通学からバス通学へあるいはバス通学から徒歩通学へというように、通学方法が変わることによる安全面での不安感や負担感が大きくなるなどのことが挙げられました。また、新しい環境や交友関係に対しまして、うまくなじんでいけるかどうかなどの児童生徒の不安感もございました。

このような課題等に対応するため、学校統廃合を進める際、保護者や地域の方々との懇談会や説明会による協議を重ね、理解を得ながら検討を進めてきたところでございます。特に、通学環境につきましては、バス通学を導入するとともに、負担を少なくするため、また登下校時における犯罪被害の防止や交通安全対策を図るため、地域子ども安全ボランティアを増員したり、防犯灯を整備したりして、児童生徒が安全に通学できるようにしたところでございます。

また、バス通学となることで、児童生徒の体力の育成に関し懸念される声も一部ございますが、体育の授業の工夫はもちろんのこと、業間運動を日課に取り入れて、ランニングや縄跳び、体操を行ったり、遊びを通して友達と交流する楽しさを味わわせ、家庭においても親子で運動することを勧めて日常的に運動する習慣を身に付けられるよう、取り組みを進めているところでございます。

さらには、児童生徒の新しい環境、新しい交友関係に対する不安感に対しましては、統合前にそれぞれの学校の児童生徒同士がさまざまな交流活動を行うほか、統合時の学級編成にも配慮したり、統合前の教職員を統合校に一定数配置するなどして、児童生徒が新しい環境に適応できるよう配慮したところでございます。

一方、学校統合のメリットでございますが、児童生徒や教職員の人数が増えることによる教育活動の充実が挙げられます。学校については、特に人数が少なくなって基準数に満たない場合は、複数の学年を1人の教員が教える複式学級で授業をしなければなりません。1人の教員が複数学年を教えるのでその負担と、児童生徒にとっては学习上困難を来す、こういう学校もございましたけれども、この状況を解消することができております。

また、人数が増えることで体育の球技でチームが組めたり、音楽の合唱や合奏などでパートを編制したりできることで教育活動が充実すること、また、部活動も希望する部に入れたり、児童会や生徒会活動で委員会のメンバーが多くなって活発になるなど、教育効果上のメリットがございます。さらに、地域が大切に受け継いできた郷土芸能を、統合したことにより児童がほかの地区のよさを共有することとなり、歴史や文化、伝統を通じ、郷土を愛する心を育むための学習の充実を図っている学校もございます。

学校が保護者を対象に実施しております学校評価アンケートで、「子どもの交友関係が広がった」「子どもは学校生活が楽しいと言っている」などの声が増えていると報告されております。

学校統合は、児童生徒や教職員の人数が増え、多様な教育活動や人間関係からコミュニケーション能力を高めるとともに、児童生徒ともに教職員やPTA活動の活性化を初め、学校全体の活性化に結びついていると考えております。今後ともこれらのメリットを大事にしながら、統合校における教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、統合の問題の過疎化と地域コミュニティの核としての学校の役割についてのご質問にお答えいたします。

学校の統廃合に伴い、一部の地域から学校がなくなることは統合後の学校と地域との関係が薄れてしまうのではないかとの声もありました。また、学校は地域の文化やスポーツ活動の拠点、それから地域コミュニティを形成する場所として、その役割を担ってきたことは事実でございます。児童生徒の一定数を確保した教育環境を第一に考えると、適正な学校規模を維持するため、統合を今まで検討してきたところでございます。

これまで市教育委員会といたしましては、このような課題も含め、学校統合については保護者や地域住民等との懇談会や説明会等による協議を何回も重ね、理解をいただきながら検討を進めてきたところでございます。統合した後も、地域の方々にゲストティーチャーとして教育活動の中で協力をいただいたり、さまざまな学校行事に参加していただいたりするとともに、児童生徒も3世代交流を初め、地域のさまざまな行事に参加することで、地域の一員として地域の方々と触れ合う機会を確保しているところでございます。

このような中で、統合後の学校と地域との関係が薄れてしまう懸念につきましては、現在市では旧小学校単位にある公民館ごとに、地域内活動団体や町会等が連携した新たな地域コミュニティ組織の構築を進めているところでございます。

なお、今年1月に国より示された小中学校の適正規模、適正配置の基準では、小学校においては、全学年でクラスがえを可能とするため、1学年2学級以上、中学校においては、全ての授業で教科担任による学習指導を行うため、9学級以上確保することが望ましいと示しておりますが、本市におきましては、これまでの統廃合の経緯や地理的、歴史的な背景を踏まえ、金砂郷地区、水府地区、里美地区においても、小中学校1校ずつ残す基本指針をこれからも踏襲し、できる限り地区単位での地域のコミュニティが保持されるよう進めてまいる考えでおります。

次に、国の小中一貫教育の制度化についてお答えいたします。

政府は小中学校の義務教育9年間で、継続的、系統的な学習により児童生徒を育てる小中一貫校、（仮称）義務教育学校を制度化する学校教育法改正案を今年3月に閣議決定したところでございます。その導入の狙いは、現在心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育において、基礎的なものから一貫して施すこと、いわゆる9年間の育ちを一貫して見ていこうというものでございます。また、中学校に進学した際に、いじめや不登校が……

〔「先ほど述べてわかっていますので」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 宇野議員、発言は控えてください。

○中原一博教育長 増えるとされる中1ギャップの解消を図ることや、小中学校同士の子どもたちの交流を広げることも狙っております。

本改正案につきましては、現在国会で審議中であり、平成28年4月1日の施行を目指しているところでございます。本年1月の中央審議会答申の概要を確認いたしますと、学習指導要領に基づくことを基本とした上で、義務教育学校では各校が独自に教科を設置したり、指導内容を学年で入れかえたりするなど、カリキュラムを弾力的に運用できる方向が示されております。また、小学校6年間、中学校3年間といった現行の制度だけでなく、9年間を4年、3年、2年や、4年、4年、1年といったように分け、学校や地域の実情に合わせて柔軟に運用できることなども挙げられております。

一方、現在の小学校6年、中学校3年生の学校と義務教育学校との間で転入や転出があった際に、相互のカリキュラムが異なることで混乱が生じかねないこと、教員が小中学校両方の免許を所持する必要があることなど、さまざまな課題への対応についても議論が上がっているところでございます。

本市におきましては、平成26年度に里美小中学校を、義務教育学校とは違った小学校6年と中学校3年の形態をとった施設併設型小中連携校として設置したところでございます。現在の小学校、中学校それぞれの学習指導要領にのっとり、子どもや地域の実態に応じて効果的な教育方法や環境等の工夫を重ねながら、9年間を見据えた教育を進めているところです。

〔「わかりました」「答弁で分かります」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 宇野議員に申し上げます。今、答弁中ですので、発言は控えるようにお願いします。

〔「十分もう答えていただいていますので、もう時間が」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 発言を控えるようにお願いします。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○中原一博教育長 この小中学校が集会活動や行事を共にすることで、中学生が小学生の手本となること、また小学生が中学生を見習うなど、幅広い年齢集団の思いやりの心や社会性が育っているとの声が聞こえています。開校前は、保護者から中学生にいじめられるのではないかと、小学生が騒いで中学生の学習に迷惑がかかるのではないかとといった不安の声がありましたが、現在では中学生が休み時間に一緒に遊んでくれる、縦割り班活動で面倒を見てくれる、小学生の面倒を見ることで居場所があるといった状態にある小学校と中学校が温かく交流しております。また、学習面でも、教員が小中段階にまたがって授業を行うことでつまづきなどを早期に解消できているとか、小中学校の教員の視点から子どもの生活の様子を見合うことで小さな変化を見逃さず、問題行動の未然防止につなげていることも成果として挙げられております。

いずれにいたしましても、国が進めようとしております義務教育学校等の制度による教育方法も含めさまざまございますが、本市においては今後も学校や地域の実態を踏まえて、本市の実情に合った教育を見きわめながら、学校のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の道の駅についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、複合型交流拠点施設道の駅における農林畜産業の振興及び地産地消の取り組みといたしましては、本施設整備の主な目的は、本市の基幹産業である農林畜産業の振興であり、生産者一人ひとりの所得の向上につながる、地域で生産された農林畜産物や加工品等の販路の確保・拡大及びより付加価値の付く販売と各地域における生産の拡大、並びに高付加価値なものの生産に向けた取り組み等を結びつけていく場作りであるとともに、市民の皆様方に対して地域で生産された魅力ある地場産品の購入及びそれらを主な食材とした認証品などを食していただけるよう、地産地消の各種事業を推進する拠点とするものでございます。

したがって、施設全体において、地産地消と消費者の目線に立った品ぞろえやメニューの構成を基本としてまいります。具体的には直売所はもちろんのこと、レストランにつきましても、現在地産地消を基本にメニューの素案作り、及びメニューに必要な農作物等の洗い出しを行っているところでございます。なお、その際不足する農産物等につきましては、農家の皆様方とともに生産にかかわる協議を行い、供給体制の確保に努めてまいります。

フードコートにつきましては、テナント方式とし、地元産の常陸秋そばによるそば店や牛乳、果樹及び米等を素材としたジェラートなどを販売することで、出店者の選定を行っております。また、加工所につきましてもテナント方式とし、農産物等を十分に活用する各種総菜、お弁当、餅及び菓子などの製造並びに販売を行うことで選定を行っております。さらには、フードコート及び加工所においては、新たな特産品となる農作物等を使った商品作りにつきましても、出店者との協議を行ってまいります。

続きまして、生産者や団体の組織化にかかわる進捗の状況といたしましては、直売所の運営はＪＡ常陸が担うこととなることから、ＪＡと連携し、出荷希望者の説明会を昨年１１月及び本年の２月にわたり計５回実施するとともに、市お知らせ版により募集を行い、出荷者や農産物等及び加工品などの品ぞろえの確保に取り組んでいるところでございます。

現在までに、農産物等の出荷希望者は１０１名、加工品や土産品等の出荷希望者は３０名となっております。しかしながら、まだまだ少ない状況にあるものと認識をしており、再度の説明会の実施、また関係する各生産部会や団体、グループ、加工業者及び商業者などへの働きかけを引き続き行ってまいります。さらには、市並びにＪＡ関係の広報紙等を活用し広く周知を図り、より多くの皆様方に参画いただけるよう努めてまいります。

また、出荷者の組織化につきましては、この６月下旬に出荷者協議会の準備会として出荷希望者を対象とした会合を持ち、１年間を通した出荷計画書の作成を依頼するとともに、その取りまとめを行ってまいります。それにより、品ぞろえのための実証栽培への取り組み等を実施し、１０月ごろまでをめどに協議会規約及び直売所にかかわる運営規約などを整備し、出荷者協議会を設立してまいりたいと考えております。今後も来年７月の開業に向け、各種事業に推進してまいります。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔２０番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○２０番（宇野隆子議員） 時間がわずかになってしまいましたけれども、再質問を行ってまい

ります。

1 項目めの平和行政ですけれども、先ほど安保保障法制と安倍首相は言っておりますけれども、その中身は全く戦争をする国作りへの戦争法案であるということで、私どもは戦争法案を阻止するというので、多くの国民と今運動を広げております。市長はこの法案について、国会審議中で慎重な審議を求めたいということでありましたけれども、先ほども私の質問の中で申し上げましたけれども、衆議院の憲法審査会の中で、3 人の憲法学者がそのことについて陳述しております。

3 人の学者というのは、自民党、公明党から推薦された学者、そして民主党からも1 名、維新の党から1 名ですけれども、それぞれが違憲であると、こういうことを国会で陳述いたしまして、自民党の大臣は非常に答弁に苦慮していると、非常にあやふやな答弁になってしまったという中で、やはり与野党で推薦した憲法学者でさえも違憲だと、このように陳述しております。

また、地方議会においても、戦争法への反対の意見書が次々と国会出されていると。こういう中ではやはり70 年間戦争をしてこなかったと、憲法9 条がそこに生き生きとあったわけでありまして、それを根底から取り崩して今まさに戦争をする国作りに突き進んでいると。この戦争法案を阻止していくために私どもも頑張りますけれども、日本を戦争をする国にしてはならないと私はここが一番大事なことだと思うんですけれども、市長におかれましてそういう立場でぜひご活躍をお願いしたいとこのことを……、非常に笑っておりますけれども、今大事な問題ですよ。国の行く末がどうなるのかと。国会だけではないですよ、国会ではじゃあ……。

○深谷秀峰議長 宇野議員、続けてください。

○20 番（宇野隆子議員） はい、ありがとうございます。そのようにいたします。

それから、小中学生の広島・長崎の平和式典への大使派遣です。近隣の市町村の状況を見ながら今後も検討していきたいということですので、引き続いてお願いしたいと思います。

パネル展示につきましては、初めて70 年の節目ということで実施していただくということで、すから、より内容の豊かなものであることで取り組んでいただきたいと思います。

マイナンバー制度に移ります。個人情報の特定保護評価書がありますけれども、先ほども言われましたけれども、本市の庁内における16 の業務システムについて、個人情報の漏えい、不正使用など発生を未然に防いでいく、リスクの軽減、個人のプライバシー等が保護されるようにしていく、そのための策定だということでもありますけれども、今回の年金の情報流出においても、個人情報特定保護評価書全ての項目で十分としていたわけで、今度の事件の教訓はこのままのマイナンバー制度を開始したら、情報流出は防げないということが言えると思います。

ですから私は、こういう仕組みは実施を中止、撤回すること、そして市民のプライバシーを守る撤回こそが最大の保障だと思っております。ですから、国に対してマイナンバー制度導入を中止するよう要望していく、このことを強く求めたいと思いますが、このことについて市長にご答弁いただければと思います。国に対してマイナンバー制度導入中止の要望です。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 マイナンバー制度の中止をしていく求めをする気はございません。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 年金機構の情報流出問題を見ましても、市民にもまだまだ知らされていない中で来年1月からこれを開始するというのは、本当に大きな問題を残すことになるのではないかと私はこの中止を求めていると思います。

3項目めの原子力問題について、先ほど市長からもご答弁いただきました。今回フィルターつきベント設備、防潮堤の工事で780億円の投資をしている。これはとりもなおさず、これまで耐用年数40年ということで、20年延期して60年にするということは、東海原発事故後の各地区での説明会でも日本原電はこのような説明をしておりますけれども、こういうことをして特別点検ということで行いながら、一方では首長さんたちの懇話会で「これは再稼働にはつながらないものだ」と。

こういうことをしているというのは、二重三重に私は無責任で、ほんとに問題がある原電の姿勢だと思っております。私はこれから、この東海原発、老朽化して古い、避難計画も立っていない、これは何としても多くの皆さんと力を合わせて、再稼働を許さず廃炉へ、これが一番安全な道であると、このことを主張し、頑張っていきたいと思っております。

原発問題については、先ほど首長会議においても、特別点検においては対応を検討していきたいと、こういうところで問題を出して、そういうことでご答弁いただきましたので、ぜひ首長会議においても対応を検討していただきたいと思います。このことをお願いしたいと思います。

学校の問題ですけれども、いろいろ今回の小中一貫校の、これは制度導入ですね、初めて58年ぶりに制度として導入していくと。小中一貫教育はどういう問題があるのか、検証もされないで制度を導入すると。それを選ぶ、選ばないの選択肢はまだ残っておりますけれども、常陸太田市において、今後の統廃合のあり方についてもう一点だけ端的にご答弁をいただいております。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 国ではさまざまな手引きの中で、教育方法あるいは制度について示しておりますが、常陸太田には常陸太田に合った制度導入を考えていきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 終了1分前です。

宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） まずは子どもたちが大事なことですから、しっかりと検討していただきたいと思います、このように思います。

以上で私の一般質問を終わります。